

年金 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 5 点、(2) 5 点、(3) 5 点、(4) 6 点 (計 21 点)

(1) 次の①~⑤の文章について、下線 _____ 部分が正しい場合は○を記入し、誤っている場合は×を記入するとともに下線 _____ 部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 確定給付企業年金を実施する企業年金基金は、代議員会において出席した代議員の三分の二以上の多数により議決したとき、または基金の事業の継続が不可能となったときは、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。
- ② 確定給付企業年金を実施する企業年金基金の前事業年度の末日の年金経理において、純資産額が 100 億円、数理上資産額が 105 億円、数理債務が 100 億円、責任準備金が 95 億円、最低積立基準額が 85 億円である場合、5 億円を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。なお、年金経理から業務経理へ繰り入れるための要件は満たしているものとする。
- ③ IAS19 において、包括利益計算書の純損益に影響を与えるものは、次の項目のうち I および IV である。
- I. 当期勤務費用
 - II. 過去勤務費用 (縮小損益を含む)
 - III. 清算損益
 - IV. 確定給付負債 (資産) の純額に係る利息純額
- ④ IAS19 において、確定給付負債 (資産) の純額の再測定に含まれるものは、次の項目のうち I および V である。
- I. 数理計算上の差異
 - II. 過去勤務費用 (縮小損益を含む)
 - III. 清算損益
 - IV. 制度資産に係る収益
(確定給付負債 (資産) の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く)
 - V. 資産上限額の影響の変動
(確定給付負債 (資産) の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く)

- ⑤ 確定給付企業年金法施行規則第52条第4項では、事業主等が規約の変更を行い、受託保証型確定給付企業年金を実施する場合には、数理債務の額から契約者価額を控除した額を特例掛金額として一括して拠出しなければならないとされている。

- (2) 「確定給付企業年金法」における確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等に関する記述について、以下の□A～□Eの空欄を埋めなさい。

(確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)

第八十二条の四 実施事業所の事業主が会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律の規定による□A、□Bその他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この項において「□A等」という。）をした場合であつて、当該□A等に係る事業主が、当該□A等により確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者であった者の同意を得て、当該確定給付企業年金の□C等に機構への当該同意を得た加入者であった者に係る積立金（第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、第八十九条第六項に規定する□D）の移換を申し出ることができる。

2 事業主等は、前項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

3 第一項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により□Dを移換したときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該□Dは、同項に規定する終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から確定給付企業年金への資産の移換)

第八十二条の五 事業主等は、その□C等が確定拠出年金法第五十四条の四第二項若しくは第七十四条の四第二項の規定によりこれらの項に規定する□Eの移換を受けた場合又は中小企業退職金共済法第十七条第一項若しくは第三十一条の四第一項の規定により機構から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

2 (略)

- (3) 公的年金における2019(令和元)年財政検証において、保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択等に関する試算(オプション試算B)を行っている。以下の表は、給付水準調整終了後のモデル年金の所得代替率の見通しを各試算別にまとめたものである。a～cの組み合わせについては選択肢(ア)～(カ)の中から、A～Eの空欄にあてはまる適切な数値は選択肢(キ)～(ト)の中からそれぞれ選び記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。

試算内容	経済前提(※1)		
	ケースⅠ	ケースⅢ	ケースⅤ
現行の仕組み (20～60歳の40年拠出)	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>
65歳以上の在職老齢年金の廃止 (20～60歳の40年拠出)	51.6%	50.4%	44.2%
厚生年金の加入年齢の上限を <u>A</u> 歳に引き上げ (20～60歳の40年拠出)	51.9%	51.1%	44.8%
基礎年金の保険料拠出期間延長 (<u>B</u> ～ <u>C</u> 歳の <u>D</u> 年拠出)	58.8%	57.6%	51.0%
受給開始可能期間の年齢上限を <u>E</u> 歳に拡大 (<u>E</u> 歳まで就労し <u>E</u> 歳から受給開始)	97.3%	95.2%	83.5%

(※1) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算 2019(令和元)年オプション試算結果」における経済前提で、仮に財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合を試算

【a～cの組み合わせの選択肢】

- (ア) a : 51.2% b : 50.4% c : 40.5%
 (イ) a : 51.9% b : 50.4% c : 44.5%
 (ウ) a : 51.9% b : 50.8% c : 44.5%
 (エ) a : 52.4% b : 50.8% c : 45.5%
 (オ) a : 52.4% b : 51.1% c : 45.5%
 (カ) a : 53.0% b : 51.1% c : 46.5%

【A～Eの選択肢】

- (キ) 15 (ク) 20 (ケ) 25 (コ) 30 (サ) 35 (シ) 40 (ス) 45
 (セ) 50 (ソ) 55 (タ) 60 (チ) 65 (ツ) 70 (テ) 75 (ト) 80

- (4) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「IAS19に関する数理実務基準」における資産の上限に関する記述について、～の空欄を埋めなさい。

25. 資産の上限

資産の上限は、、又は、制度へ支払う将来のの形で企業が利用可能なである。IAS19 は、defined benefit 資産の純額を defined benefit 制度のと資産の上限の、いずれか小さい額として、企業が認識することを要求している。IFRIC 解釈指針 14 に、資産の上限をどのように判断するかが示されている。

やの法的な解釈といった論点を十分考慮すべきことを踏まえ、会員は、資産の上限を適用するかどうか、及び、適用する場合の方法について、依頼主に確認する。

問題2. 次の(1)～(6)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 5点、(2) 5点、(3) 5点、(4) 4点、(5) 4点、(6) 6点 (計29点)

- (1) 非継続基準に抵触した場合の積立不足に伴って拠出する掛金の設定方法として、「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」と「回復計画を作成して積立不足を解消する方法」があり、これらは原則として継続して用いることが望ましいとされているが、設定方法を変更できる合理的な理由について具体的事例を3つ簡記しなさい。
- (2) リスク分担型企業年金において、財政悪化リスク相当額の価格変動リスクにおける「定常状態の積立金の額の予想額」の算定方法を3つ簡記しなさい。
- (3) 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙2「確定給付企業年金の事業運営基準」において、総合型基金とは「2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する基金型企業年金（当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等を除く。）」と定義されている。このとき、「当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等」として「総合型基金のガバナンスに係る改正について」（2018（平成30）年9月27日付事務連絡）に挙げられている内容を簡記しなさい。
- (4) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」において、複数の事業主により設立された確定給付企業年金制度における「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」について簡記しなさい。
- (5) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」、日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の内容を踏まえて、次の①、②について答えなさい。
- ① 退職率を推定する際に、適用対象者数が少ない、会社設立後の年数が短いなどのために、退職率を合理的に推定するための経験データを十分に得られない場合に検討すべき方法について簡記しなさい。
- ② 同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各計算基礎について、異なる計算基礎を採用することを検討すべき場合について簡記しなさい。

(6) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」の内容を踏まえて、次の①、②について答えなさい。

- ① 退職給付（退職一時金および退職年金）目的の信託（以下「退職給付信託」という。）を用いる場合、退職給付に充てるために積み立てる資産が、「退職給付に関する会計基準」第7項の年金資産に該当するための要件として「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定められている要件を 4つ簡記しなさい。
- ② 「退職給付に関する会計基準の適用指針」において、退職給付信託が退職給付債務の積立不足額を積み立てるために設定するものであることから、資産の退職給付信託への拠出時に、退職給付信託財産が退職給付会計上の年金資産として認められない場合について簡記しなさい。

余白ページ

【 第Ⅱ部 】

問題3. 次の(1)～(4)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 1点、(2) 3点、(3) 3点、(4) 3点 (計10点)

A社の確定給付企業年金制度の事業年度末は3月であり、2018年3月31日時点で財政決算を行った後、同基準日で財政再計算を実施し、2019年4月1日から再計算後の掛金を適用している。2018年3月31日における財政決算・財政再計算の諸数値および財政再計算の方針は以下のとおりである。なお、財政悪化リスク相当額は2018年3月31日基準日の財政再計算で初めて算定した。

【表1】2018年3月31日時点の財政決算と財政再計算の諸数値（金額単位：百万円）

	財政決算	財政再計算
通常予測給付現価	30,000	29,000
給与現価	80,000	75,000
数理上標準掛金率	5.95%	5.80%
規約上標準掛金率	6.0%	***
特別掛金収入現価	200	***
数理上資産額（時価）	31,000	31,000
別途積立金	5,000	***

【表2】2018年3月31日時点の各資産の時価およびリスク係数（金額単位：百万円）

資産内訳	時価	リスク係数
国内債券	6,200	5%
国内株式	6,200	50%
外国債券	6,200	25%
外国株式	6,200	50%
一般勘定	3,100	0%
その他	3,100	—

<財政再計算の方針>

- ・ 財政再計算前の規約上標準掛金率は数理上標準掛金率の小数点以下第4位を四捨五入していたが、今回の財政再計算では、財政再計算前の規約上標準掛金率を据え置くこととした。
- ・ 別途積立金が積み増せる場合は、最大限積み増す。
- ・ 財政悪化リスク相当額は標準的な算定方法とし、リスク係数は【表2】のとおりである。
- ・ リスク対応掛金は拠出しない。

- (1) 2018年3月31日時点の財政決算における、当年度剰余金（または当年度不足金）の額を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (2) 2018年3月31日時点の財政再計算において、財政悪化リスク相当額、および上限リスク対応額を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (3) 2019年3月31日時点および2020年3月31日時点の財政決算におけるリスク充足額は下表のとおりであった。2019年3月31日時点および2020年3月31日時点それぞれの当年度剰余金（または当年度不足金）の額を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

(金額単位：百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
リスク充足額	7,000	6,500

- (4) 2020年3月31日の財政決算において、非継続基準の財政検証に抵触した。確定給付企業年金法施行規則第58条に定める積立比率に応じた特例掛金を翌事業年度と翌々事業年度に拠出する場合のそれぞれについて下限の額を計算しなさい。計算に必要な前提は以下を用いて、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

<計算の前提>

(金額単位：百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
最低積立基準額（予定利率）	34,000（1.24%）	35,000（1.05%）
純資産額	***	31,800

- ・ 純資産額の翌年度の増加見込額は800百万円
- ・ 翌年度の最低積立基準額の見込額は以下の算式を用いて計算すること。

翌年度の最低積立基準額の見込額

$$= \text{当年度最低積立基準額} \times \left\{ \frac{(1 + \text{当年度予定利率})}{(1 + \text{翌年度予定利率})} \right\}^{20}$$

$$- \text{前年度最低積立基準額} \times \left\{ \frac{(1 + \text{前年度予定利率})}{(1 + \text{当年度予定利率})} \right\}^{20}$$

$$+ \text{当年度最低積立基準額}$$

なお、翌年度の予定利率については2021年3月31日に適用される予定利率を用いることとし、算式中の累乗計算においては、下表の数値を使用すること。

<表> (1 + 予定利率) の累乗計算

X（予定利率）	1.24%	1.05%	0.81%	0.63%
(1+X) ²⁰	1.2795	1.2323	1.1751	1.1338

問題4. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること ((1) および (2) ともに、それぞれ2枚以内)。
必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各20点 (計40点)

- (1) 2008年の金融危機(リーマンショック)や新型コロナウイルスの感染拡大などによる大幅な経済環境の悪化の影響を受けて確定給付企業年金制度の財政状況が悪化することがある。そのような状況に対する確定給付企業年金の財政運営の在り方についてどのように考えるか、法令等の一時的な緩和(弾力化)の必要性の有無を踏まえて所見を述べなさい。

(2) 次の図は公的年金の財政を国民経済の視点で描いたものである。この図を踏まえ、次の①、②について答えなさい。

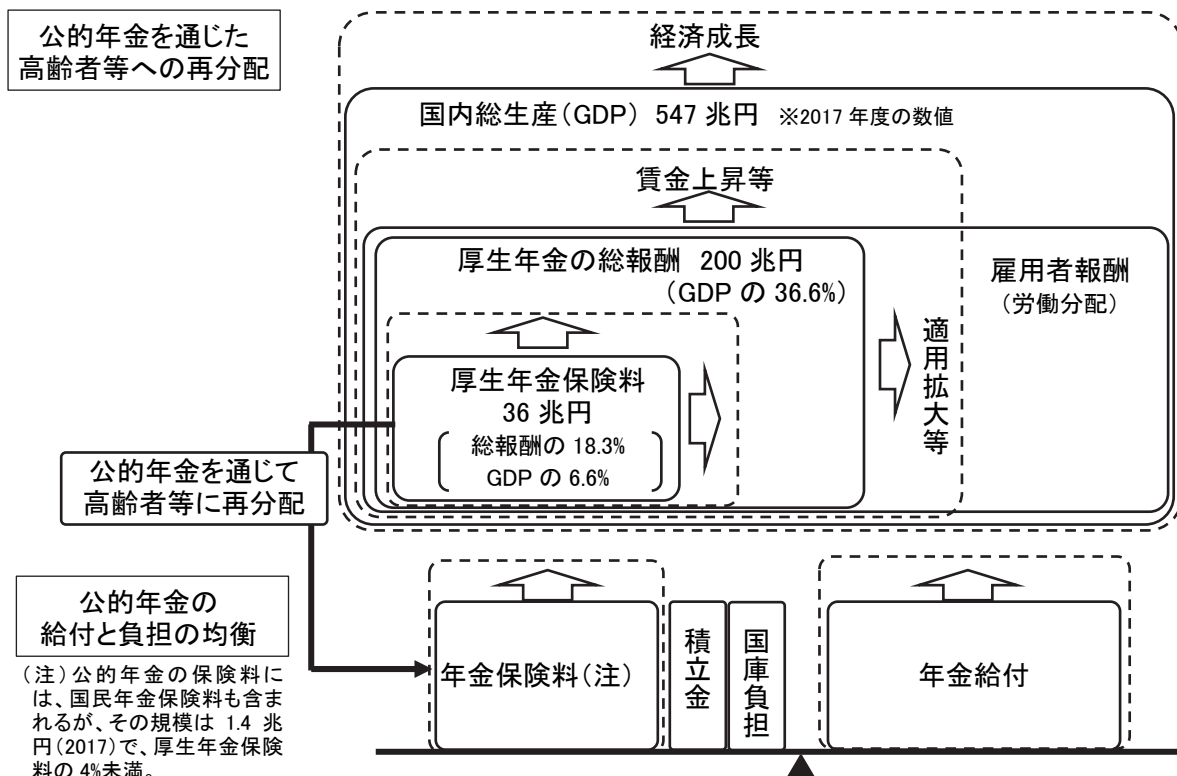
- ① 2004 年改正で導入された公的年金の財政フレームが将来の「年金保険料の GDP 比」と「年金給付の GDP 比」の長期的な水準にどのような影響をもたらしたか説明しなさい。
- ② この財政フレームの下で、将来世代の年金の充実を図るために必要と考えられることについて、「年金給付の GDP 比」への影響を説明しつつ所見を述べなさい。

<着眼点>

- 公的年金の保険料のうち 96%以上を占める厚生年金保険料の GDP 比は次式で求められる。また、2004 年改正により保険料率は 2017 年度以降、18.3%で固定された。

$$\text{厚生年金保険料の GDP 比} = \text{厚生年金の総報酬} / \text{GDP} \times \text{保険料率}$$
- 2004 年改正により、公的年金の年金給付は、財政均衡期間において保険料を基本とした財源と均衡するように調整される。公的年金の財源は、保険料が約 7 割、国庫負担が約 2 割、積立金及びその運用収入が約 1 割である。
- 将来世代の年金の充実については、年金給付の GDP 比を上昇させるものだけでなく、必ずしも上昇しないものも考えられる。例えば、年金給付の GDP 比は同じでも、分母の実質 GDP が増加した場合や年金受給者の人口比が抑制された場合には年金の充実が可能である。

【図】 国民経済からみた公的年金の給付と負担



出典：2019（令和元）年財政検証関連資料（厚生労働省）より抜粋および加工

以上

年金 2 (解答例)

【第 I 部】

問題 1

(1)	設問	○か×かを記入	×の場合に正しい内容を記入
	①	×	代議員の定数の四分の三以上
	②	×	10億円
	③	×	I からIVのすべて
	④	×	I、IV、V
	⑤	×	特別掛金額として一括して拠出することができる

(2)	A	合併 (A・Bは順不同)	B	会社分割 (A・Bは順不同)
	C	資産管理運用機関	D	残余財産
	E	個人別管理資産		

(3)	a ~ c の組み合わせ	ウ	A	テ
	B	ク	C	チ
	D	ス	E	テ

(4)	A	制度からの返還	B	掛金の減額
	C	経済的便益の現在価値	D	剰余
	E	制度規約 (E・Fは順不同)	F	最低積立要件 (E・Fは順不同)

問題 2

(1)

次のうち、3つを記載

- ・ 合併、分割などにより積立金、最低積立基準額が大幅に変動したとき
- ・ 積立金の額の評価方法を変更できる事象が生じたとき
- ・ 給付内容の大幅な変更をしたとき
- ・ 最低保全給付にかかわる規約の大幅な変更をしたとき
- ・ 平成30年6月22日付規則改正以後、初めて非継続基準に抵触したとき

(2)

- ・ 「定常状態の通常予測給付額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」とする方法
- ・ 「定常状態の通常予測給付額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価＋計算基準日における超過財源」とする方法
- ・ 「計算基準日における超過財源を0とするような給付調整を恒久的に行うことを仮定した定常状態の通常予測給付額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」とする方法

問題 2

(3)

- ・企業の1つが行う事業と他の企業が行う事業との人的関係が緊密である場合
なお、他の企業が行う事業との人的関係が緊密である場合とは、被保険者の過半数出向など企業間における諸状況から判断して、特別密接な関係にあり、有機的連携性があると認められる場合を意味する。
- ・企業の1つが他の企業の発行済み株式または出資（自己が有する自己の株式または出資を除く。）の概ね2割を直接または間接に保有する関係にある場合
- ・基金を実施する厚生年金適用事業所の全てが1つの企業に属する場合

(4)

事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、掛金が一律に決められている場合。

ただし、これに該当する場合であっても、親会社等の特定の事業主に属する従業員に係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めているときは、当該親会社等の財務諸表上、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないケースにはあたらないものとする。

問題 2

(5)

①

同業種の類似企業で使用している退職率、所属する業種の統計資料を基にした推定、または、それらに対して適用対象者の経験データを基に合理的な補正を行うことを検討する

②

単一の加重平均割引率、年金資産のポートフォリオまたは運用方針等が異なる場合の長期期待運用収益率等、退職給付制度ごとに異なる計算基礎を採用することに合理的な理由がある場合。

また、同一事業主が実施している複数の退職給付制度の適用対象者の範囲が異なる場合や、一つの制度の中で何らかの区分が設けられていて、各区分の適用対象者の範囲が異なる場合には、合理的な集団毎に予想昇給率や退職率等の計算基礎を採用することを検討する。

問題 2

(6)

①

- ・退職給付信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること。
- ・退職給付信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること
- ・退職給付信託は事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還および事業主による受益者に対する詐害的な行為が禁止されていること
- ・信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと

②

資産の信託への拠出時に、退職給付信託財産およびその他の年金資産の時価の合計額が対応する退職給付債務を超える場合には、当該退職給付信託財産は退職給付会計上の年金資産として認められない。

問題 3

(1)

$$\cdot \text{責任準備金} = 30,000 - 80,000 \times 6\% - 200 = 25,000$$

$$\cdot \text{当年度剰余金} = (31,000 - 5,000) - 25,000 = \underline{1,000}$$

(2)

$$\cdot \text{財政悪化リスク相当額} = (6,200 \times 0.05 + 6,200 \times 0.5 + 6,200 \times 0.25 + 6,200 \times 0.5) \times \min(29,000, 31,000) \div 27,900 = \underline{8,378}$$

・・・ (給付現価 < 積立金)

$$\cdot \text{数理債務} = 29,000 - 75,000 \times 6\% = 24,500$$

$$\cdot \text{特別掛金収入現価} = 200$$

$$\cdot \text{上限リスク対応額} = 8,378 - (31,000 + 200 - 24,500) = \underline{1,678}$$

問題 3

(3)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年3月31日財政再計算後
$\text{別途積立金} = 5,000 + 1,000 + 700 = 6,700$
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年3月31日
<p>2019年3月31日決算でリスク充足額は300増加し、7,000になったが、別途積立金は6,700のまま増減していないことから、当年度剰余金（不足金）は0</p> <p>(リスク充足額の増加が財政悪化リスク相当額を超えないと、当年度剰余金は発生しない)</p>
<p><u>2019年3月31日の当年度剰余金（不足金）：0</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年3月31日：リスク充足額は500減少し、前年度に増加した300を超過した200が当年度不足金となる。
<p><u>2020年3月31日の当年度不足金：200</u></p>

(4)

<p>翌年度：</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立比率 = $31,800 / 35,000 = 0.90$ (小数点第2位切り捨て)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立不足額 = $35,000 - 31,800 = 3,200$
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出下限額： $3,200 / 15 = \underline{213}$
<p>翌々年度：</p>
<p>翌年度最低積立基準額： $35,000 \times 1.2323 / 1.1751 - 34,000 \times 1.2795$</p> <p>$/ 1.2323 + 35,000 = 36,401$</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立比率 = $(31,800 - 1,401 + 800) / 35,000 = 0.89$ <p>(小数点第2位切り捨て)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立不足額 = $35,000 - 31,199 = 3,801$
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出下限額： $(3,801 - 35,000 \times 0.1) / 10 + 35,000 \times 0.1 / 15 = \underline{263}$

問題 4

(1)

(解答例)

以下に挙げた答案例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの一答案例として参考にされたい。

金融危機や大幅な経済環境の悪化は事前に予測できるものではなく、ひとたび発生すると確定給付企業年金制度（以下DB）の財政に大きな影響を及ぼし、事業主は予期せぬ掛金負担を強いられることがある。そのような環境下では事業主は平時より掛金負担能力が低下していることが多く、掛金負担が困難となれば給付減額や制度終了になりえる。

DBは長期にわたって継続することを前提とする制度であることから、今後も制度の運営中に経済環境の大幅な悪化は定期的に起こることを想定し、そのような環境においても、給付減額や制度終了を回避し加入者の受給権を保護できるよう、掛金負担に余力があるときに積立水準を高め年金財政を健全に保つ財政運営が重要である。

そのためには、継続基準の予定利率を期待収益率と比較し保守的に設定することや、許容繰越不足金を法令上の上限より低く設定し積立不足が拡大する前に財政再計算を行い年金財政の早期回復を図ること、特別掛金の拠出方法を弾力償却とし、掛金負担力の変動に応じた設定をすること、またリスク対応掛金を拠出し将来発生しうる積立不足に事前に備えておくこと等が現行法令の範囲で有効な財政運営である。

給付設計の面からも運用実績連動型のキャッシュバランスプランを導入することや労使で合意できればリスク分担型企業年金を導入することで制度の持続可能性を高めることも不測の事態に対する備えとして有効である。

一方で平時であってもリスク対応掛金等を拠出する余力がなく、急激な経済環境の悪化に伴う掛金負担力の低下でDBの継続が難しくなることや、平時からリスク対応掛金を拠出するなどリスクに備えた財政運営を行っていた場合であっても、まだリスクバッファを十分に積み立てられていないうちに、事業主の想定を超えた経済環境の悪化が生じたときには対応しきれない可能性もある。

そのような事業主が運営するDBの継続が困難となり加入者等の受給権が棄損されることを防ぐために、積立不足の発生に伴う掛金の引き上げを一時的に猶

問題 4

(1)

予する等の法令の一時的な緩和は必要と考える。

しかし、猶予した場合であっても必要な掛金の拠出を先延ばししているだけであり、猶予後にその掛金の拠出が遅れば遅れるほど財政悪化が進行することになる。そのため、事業主の掛金負担力が平時に戻った際に猶予していた掛金はできるだけ柔軟にまた早期に拠出できるよう、猶予された掛金を規約に明記し、その掛金については一時払いや任意の時期に拠出できるような措置もあわせて実施することが有効である。

また、急激な経済環境の悪化時には積立水準は良好で十分なリスク充足額を保有するDBであっても、事業主の資金繰りが悪化し定期的に拠出している標準掛金の拠出が困難になりDBの存続が難しくなることも考えられる。そのようなDBの持続可能性を高めるために、積立上限には到達していなくても、積立金が通常予測給付現価を超過する、またはそれに準ずるような良好な積立水準であり、年金アクチュアリーが健全な財政運営に当面問題がないと判断できる場合は、税制との兼ね合いも踏まえる必要はあるが、掛金拠出を一時的に停止可能とするような法令の改正も有効な手段だと考えられる。これらの改正はリスクが顕在化してから議論をしていては、必要なタイミングで必要な措置が講じられないことも懸念されることから、平時に議論し規則を定めておくことが望ましい。

問題 4

(2)

(解答例)

以下に挙げた答案例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの一答案例として参考にされたい。

① 着眼点にも記載のとおり、公的年金の保険料には、国民年金の保険料と厚生年金の保険料があるが、国民年金の保険料は、厚生年金の4%未満であることから、年金保険料のGDP比は、厚生年金保険料のGDP比で概ね決定される。

2004年に導入された公的年金の財政フレームにおいて、年金の保険料水準は上限を設定した上で段階的に引き上げられ、現在は上限に到達しその水準で固定されている。

厚生年金の保険料率が上限の18.3%で固定されたことから、厚生年金保険料のGDP比は総報酬のGDP比の18.3%で計算されることとなり、総報酬のGDP比によりその大きさが決定されることとなった。

総報酬は厚生年金に適用される被用者への労働分配に相当するものであり、労働分配率と被用者に占める厚生年金の適用割合によりそのGDP比が決定されることとなった。

② 年金給付のGDP比への影響は、給付費のGDP比の変化の要因を考えると、上昇要因として少子高齢化により年金給付を受ける高齢者に対し生産活動に従事する現役世代の人口が減少していくことなどが考えられる一方、低下要因として労働参加率の上昇により現役世代の減少が緩和されることや、マクロ経済スライド調整、既裁定年金の物価スライド、厚生年金の支給開始年齢の65歳への引上げ等により受給者1人当たりの年金の伸びが1人当たり賃金の上昇より抑えられることが考えられる。

しかしながら、2004年に導入された公的年金の財政フレームにおいて、年金の給付水準は保険料を基本とした財源と約100年間の財政均衡期間で均衡するようマクロ経済スライドにより調整されることとなった。その結果、財政均衡期間を平均した長期的な水準を考えると、年金給付のGDP比は、保険料のGDP比の水準により決定されることとなっている。

なお、国庫負担は基礎年金の2分の1であるため、基礎年金の2分の1を除いた年金給付が、財政均衡期間で保険料と積立金からなる財源と均衡するよう調整

問題 4

(2)

される。このため、国庫負担は基礎年金の給付水準が決定した後に事後的にその規模が決定される。

将来世代の年金給付のGDP比を上昇させれば年金の充実を図ることは可能であるが、そのためには前述したように厚生年金の総報酬のGDP比の引き上げが必要である。

したがって、厚生年金の適用拡大や未適用事業所対策などにより厚生年金に適用される被用者の割合の引き上げを図ることなどが重要と考えられる。ただし、これらは現役世代の保険料負担の増加を伴うことに留意が必要である。

また、賃金を引き上げることにより労働分配率を引き上げることも効果があると考えられる。ただし、この場合、資本分配率の低下を意味し積立金の運用収益が低下するおそれもある。

一方、年金給付のGDP比を引き上げなくとも分母の実質GDPが増加すれば総年金給付の実質額を増加させ、年金の充実を図ることが可能である。生産性の上昇や女性や高齢者の労働参加を進めることは実質GDPの上昇に寄与するものであり、将来世代の年金の充実に有効と考えられる。

また、年金の繰り下げ支給を利用して受給開始時期を遅らせることも個々の年金水準を上昇させ年金の充実に寄与する。この場合も年金給付のGDP比に影響するものではない。また、繰り下げの選択を可能とするためにも高齢者の労働参加を進めることは重要である。

さらに、少子化対策により出生率が上昇すれば、将来の高齢化率を低下させ、年金給付のGDP比を引き上げなくとも年金の充実を図ることは可能である。ただし、今年、生まれた子が生産活動に従事しGDPの拡大に寄与するようになるのは約20年後である。このため、少子化対策は効果が表れるまでに長期間の継続的な取り組みが必要となる。